

議 会 資 料	議案第 24 号
病院事業部	

志摩市立国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

1. 条例を改正する理由

現行の使用料等の額を近隣自治体の公立病院と比較すると当院の料金が低水準となっています。他病院との料金水準の均衡を図るため、料金を増額するものです。

2. 改正する条例の要点

別表第1中、文書料のうち4種類について金額を増額します。
この条例の施行期日は、令和8年4月1日とします。

3. 改正による効果等

本改正により、近隣自治体の公立病院との料金水準の均衡を図り、地域全体での公立病院の文書作成にかかる患者負担の公平性が確保されます。

志摩市立国民健康保険病院事業の設置等に関する条例(平成16年志摩市条例第153号)新旧対照表

現行				改正後 (案)			
別表第1(第11条関係)				別表第1(第11条関係)			
区分	種類	単位	金額	区分	種類	単位	金額
診断書料	一般健康診断書	1 通	3,300 円以上	診断書料	一般健康診断書	1 通	3,300 円以上
	(追加する場合)	〃	(1,100 円以上)		(追加する場合)	〃	(1,100 円以上)
	精密な健康診断書	〃	5,500 円以上		精密な健康診断書	〃	5,500 円以上
	死体検案書	〃	33,000 円		死体検案書	〃	33,000 円
	(追加する場合)	〃	(1,100 円)		(追加する場合)	〃	(1,100 円)
文書料	一般診断書・証明書(入院、通院、その他)	〃	1,100 円	文書料	一般診断書・証明書(入院、通院、その他)	〃	1,100 円
	死亡診断書・証明書	〃	3,300 円		死亡診断書・証明書	〃	3,300 円
	(追加する場合)	〃	(1,100 円)		(追加する場合)	〃	(1,100 円)
	生命保険関係 診断書・証明書	〃	3,300 円		生命保険関係 診断書・証明書	〃	3,300 円
	簡易保険関係 診断書・証明書	〃	3,300 円		簡易保険関係 診断書・証明書	〃	3,300 円
	身体障害者関係 診断書・証明書	〃	3,300 円		身体障害者関係 診断書・証明書	〃	3,300 円
福祉手当関係 診断書・証明書	〃	5,500 円	福祉手当関係 診断書・証明書	〃	5,500 円		

	国民年金、福祉年金、厚生年金等	〃	5,500 円
	公的年金関係診断書・証明書		
	自動車損害保険関係 診断書・証	〃	2,200 円
	明書		
	自動車損害保険関係 診療報酬	〃	3,300 円
	明細書等証明書		
	自動車損害保険関係 後遺症	〃	3,300 円
	診断書・証明書		
	(追加する場合)	〃	(1,100 円)
	公費負担医療費助成に係る諸証	〃	200 円
	明		
	その他証明書	〃	330 円
その他	面談料(損害・生命保険会社等)	1 回	5,500 円
	コピー代(電子媒体等)	1 枚	1,100 円

	国民年金、福祉年金、厚生年金等	〃	5,500 円
	公的年金関係診断書・証明書		
	自動車損害保険関係 診断書・証	〃	5,500 円
	明書		
	自動車損害保険関係 診療報酬	〃	5,500 円
	明細書等証明書		
	自動車損害保険関係 後遺症	〃	5,500 円
	診断書・証明書		
	(追加する場合)	〃	(1,100 円)
	公費負担医療費助成に係る諸証	〃	200 円
	明		
	その他証明書	〃	550 円
その他	面談料(損害・生命保険会社等)	1 回	5,500 円
	コピー代(電子媒体等)	1 枚	1,100 円